

別紙

令和元年度の法人指導監査における監査の重点事項について

令和元年度の法人指導監査を実施するにあたり、南丹市においては下記の項目を重点事項とする。

記

1 経営組織のガバナンスの強化（牽制機能の発揮）

（1）評議員、評議員会による牽制機能

ア 評議員の選任

評議員として適切な者が選任されているか、適切であることを確認しているか。（法 40 条、審査基準第 3）

イ 評議員会への出席

評議員会の欠席が多い評議員はいないか。（審査基準第 3）

（2）理事、理事会による牽制機能

ア 理事の選任

理事として適切な者が選任されているか、適切であることを確認しているか。（法 44 条、審査基準第 3）

イ 理事会への出席

理事会の欠席が多い理事はいないか。（審査基準第 3）

ウ 理事会での決議

理事会は果たすべき職務・決議を行っているか。（法 45 条の 13）

エ 理事会での理事長、業務執行理事の報告の実施

定められた回数、報告すべき事項が報告されているか。（法 45 条の 16）

（3）監事による牽制機能

ア 監事の選任

監事として適切な者が選任されているか、適切であることを確認しているか。（法 44 条、審査基準第 3）

イ 理事会への出席

理事会の欠席が多い監事はいないか。（法 45 条の 18、審査基準第 3）

ウ 理事の職務の確認、理事会での意見

理事、理事会が果たすべき職務・決議を行っていない場合、意見を述べているか。（法 45 条の 18）

エ 監事監査の適切な実施

事業報告及び計算書類に関する監査を適切に実施しているか。（法 45 条の 18、法 45 条の 28）

2 事業運営の透明性の向上（国民一般への公表）

（1）書類の備置き及び閲覧

必要な書類が備置かれ、適切に閲覧できるか。

ア 定款（法 34 条の 2）

イ 計算書類等、財産目録等（法 45 条の 32、法 45 条の 34）

（2）情報の公表

公表すべき情報がインターネットで公表されているか。（法 59 条の 2）

3 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理の確保）

（1）現金の取扱い、会計処理

ア 預金残高の突合

イ 小口現金の取扱い、牽制機能

ウ 施設寄附金及び預り金の保管、処理（徹底通知 5（4）エ）

}（徹底通知 5（3）ア）

（2）入札・契約の適正な執行

ア 法人印、代表者印の管理など（牽制機能）

イ 理事長専決事項の範囲（経理規程）

ウ 随意契約の妥当性

}（入札通知、徹底通知 5（6）エ）

（3）計算関係書類の作成

ア 附属明細書（会計省令第 30 条）

イ 注記に記載すべき事項（会計省令第 29 条）

（4）資産の管理

ア 基本財産の管理（会計省令第 29 条第 1 項第 6 号、第 30 条第 2 項第 8 号）

（ア）全ての基本財産を定款に記載し、事実と内容が一致しているか。

（イ）財産目録と注記で額が一致しているか。

（ウ）財産目録と附属明細書で額が一致しているか。

イ 基本財産の処分等への対応（審査基準第 2、3（1））

必要な手続きを経ているか。

ウ 多額の借財について

（ア）理事会の決議を受けているか。（法 45 条の 13 第 4 項第 2 号）

（イ）多額にあたる額の定めがあるか。定めがない場合は全ての借財について理事会の決議が必要。

4 財務規律の強化（社会福祉事業等への計画的な再投資）

社会福祉充実計画に定める事業が計画に基づき実施されているか。（法 55 条の 2）

5 公益的な取組の推進

- (1) 地域の生活課題の把握に努め、法人の有する機能を活用した地域貢献や多様な機関との連携により、地域での公益的な取組を積極的に推進しているか。
- (2) 災害時における地域の要配慮者等の地域住民に対する支援体制構築等に努めているか。

※京都府の地域共生社会実現サポート事業補助金の災害対応力向上事業を活用して備蓄品などを購入した法人には、その保管・活用状況について確認する。

- (3) 現況報告書に取組を記載しているか。